

第3次美波町総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、「第3次美波町総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル」における優先交渉権者を選定するための業務提案審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2 優先交渉権者選定の審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査委員

審査委員は、「第3次美波町総合計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」の定めるところによる。

(2) 業務案、事業実施能力等に関する審査

ア各項目における点数の合計点は100点とする。

イ審査項目及び配点は、別紙「評価シート」のとおりとする。

(3) 審査の対象

町が別に定める提案書等の関係書類及びヒアリングとする。

(4) 契約候補者の決定方法

各審査委員の採点の合計を各提案の点数とし、各審査委員の採点の合計点により順位を付す。採点結果に基づき、予算の範囲内で契約候補者及び次点者をそれぞれ1団体選定する。

(5) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

(6) 応募者が1者の場合又はない場合の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行う。

提案者がいない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附則

この要領は、令和3年12月20日から施行する。

(別紙) 評価シート

件名：第3次美波町総合計画策定支援業務委託

項目		評価の視点	配点・点数		
			配点	評価	点数
提案 内容	構成	本町の現況や課題を把握した提案となっているか。	10		
		町民の参画や意見を取り入れることのできる提案となっているか。	10		
		策定支援内容が明確で効果的な内容で提案されているか。	10		
		計画の評価手法が効率的にかつ効果的な提案とされているか。	10		
		本編と概要版は町民が見ても読みやすく、写真やイラストなどデザインが工夫されているか。	10		
体制 と 実績	実施体制	業務を確実に履行できる体制が確保されているか。	20		
	受注実績	同業務の実績を豊富に有しているか。	20		
価格	参考 見積書	参考見積価格に基づき、下記の計算式により算出した点数とする。 10×(最低見積価格/見積価格) ※小数点以下切り捨て	10		
			合 計		

評価	評価	点数
A	優秀である	配点×1.0
B	満足である	配点×0.8
C	平均的である	配点×0.6
D	物足りない	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2